

社会福祉法人高田真善会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高田真善会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給する。

(報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、つぎの各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、当会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2項第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は平成29年4月1日より施行する。

別表

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	15,474円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,474円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	15,474円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,474円

(3) 監事

	日 額
評議員会・理事会等会議への出席	15,474円
監事監査等への出席	15,474円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,474円